

令和3年5月11日

会員各位
スイムスクール保護者各位

YOUTH町田
支配人 三村 徹

緊急事態宣言に伴う 全館臨時休業延長のお知らせ

日頃よりYOUTH町田をご愛顧賜り、誠に有難うございます。

5月8日、政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の延長及び東京都からの休業延長要請を受け、5月12日から5月31日まで休業を延長することと致しました。

会員・従業員皆様方の健康と安全を第一と考えた上での決定でございます。ご不便ご迷惑をおかけしますこととお詫び申し上げますとともに、ご理解ご協力の程、何卒お願い申し上げます。

先日、クラブホームページにて掲載しました文書内容と変更がございますので、下記の通りご確認くださいますようお願い申し上げます。

記

■臨時休業延長期間 5月12日(水)～5月31日(月)

■6月1日(火)より営業開始する予定です

5月30日(日)31日(月)は、電話受付業務のみ(12:00～17:00)行っております。今後の状況により営業日程を変更する場合がございます。

この休業期間に関するご連絡が全会員様に行き届かないこともございます。

クラブホームページ・緊急連絡メール、電話による応答メッセージにて随時ご確認くださいますようお願い致します。

ご不便ご面倒おかけ致しますが、何卒ご理解ご協力の程宜しくお願い致します。

YOUTH町田 お問い合わせ・応答メッセージ
TEL 042-728-1931